

平成 29 年 8 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日改訂
令和 1 年 10 月 1 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 6 月 1 日改訂
令和 6 年 10 月 1 日改訂
令和 7 年 7 月 1 日改訂
令和 8 年 4 月 1 日改訂
令和 8 年 5 月 1 日改訂

訪問看護重要事項説明書

重要事項説明書

訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的と運営方針

目的

在宅療養を希望する方の訪問看護

運営方針

- (1) 要介護支援状態となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行う。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に訪問看護を提供する。
- (3) サービス提供にあたっては、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって行う。

2 事業者（事業所）概要

法人名	株式会社ほほえみサービス
代表者名	代表取締役 小林 豊
事業所名	訪問看護リハビリステーション ほほえみマロン
管理者	埴 明美
所在地	横浜市旭区南希望ヶ丘 52-19
電話番号	045-453-8877
FAX番号	045-453-8895
介護保険指定番号	1463290319
サービス提供地域	横浜市旭区、泉区、保土ヶ谷区、瀬谷区、大和市

3 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名 (日勤) 9:00～18:00		所属職員の管理、適切な事業の運営統括、管理上支障がない場合事業所の他の職務に従事します。
看護職員	4名 (日勤) 9:00～18:00	4名	訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を提供します。
理学療法士 作業療法士	3名	1名	訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当します。

4 サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～金曜日 ただし12月29日～1月3日を除く
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間	9:20～17:40
緊急訪問	24時間対応可能な体制あり

※本人の御要望や、主治医指示により営業日以外に訪問を行うこともあります。

5 サービスの内容

訪問看護、介護予防訪問看護は、利用者の居宅において、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

内容は、主治医（かかりつけ医師）の指示書に基づき、次のサービスを提供します。訪問看護ステーションからの理学療法士・作業療法士または言語聴覚士による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせるという位置づけのものです。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 医師の指示による医療処置
- ⑪ 精神的ケア
- ⑫ 家族支援

6 利用料

- ①料金表 介護報酬告示上の額（別紙参照）
介護費用は、決められた単位数に地域単価を乗じた金額となります。
利用者負担金は、介護費用の介護保険負担割合に基づき算出します。
- ②利用者負担金は、介護保険法令に基づいて定められているため、契約期間中に介護保険法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。その場合、改定決定後速やかに通知します。
- ③利用料金は原則として口座引落とし、確認後、領収書を発行します。
- ④請求書や領収書について郵便でのお渡しをご希望された方には事務手数料を同意の上、200円(220円税込み)を徴収させていただきます。

7 キャンセル規定

- ① 利用者が、サービス提供をキャンセル、変更する場合は、訪問当日朝9時までにご連絡ください。
- ② 訪問キャンセルについて連絡がなかった場合、キャンセル料1000円をお支払頂きます。但し緊急等、やむを得ない事情がある場合は不要です。

8 介護保険証の確認

介護保険の認定更新時等に介護保険証の確認をさせていただきます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に万が一事故が発生した場合、様態の変化があった場合、その状態により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

10 感染症の予防及びまん延防止について

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 乙の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。
- (3) 乙において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 乙における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 乙における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。
 - ③ 廃棄物からの感染予防対策として、サービス中に出たゴミ「在宅医療廃棄物」は原則として「自治体の廃棄ルールに沿って対応し、感染性のある廃棄

物に誰も触れないように処分すること」により、ご利用者宅にて処分をお願い致します。

1 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、甲に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 虐待・身体拘束の防止について

乙は、甲等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止・身体拘束等の適正化:担当:永瀬 裕子
虐待防止責任者:埴 明美
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 乙は、甲が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当乙従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる甲を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 乙は、甲又は他の甲等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上甲又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

1 3 その他運営についての留意事項

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。

- (1) ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
・継続研修 年1回

- (2)従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (3)従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1.4 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

<p>当事業所 お客様相談窓口</p>	<p>窓口担当者 管理者 埴 明美 ご利用時間 平日 9:00 ~ 18:00 電 話 045-453-8877 FAX 045-453-8895</p>
<p>居宅介護 支援事業所</p>	<p>事業所名 ご利用時間 電 話 居宅介護支援専門員</p>
<p>保険団体窓口 【公的窓口】</p>	<p>神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 ご利用時間 平日 8:30 ~ 17:15 電 話 045-329-3447 ※ 苦情申立書を当事業所に置いております。</p>
<p>【横浜市窓口】</p>	<p>横浜市 介護事業指導課(はまふくコール) ご利用時間 平日 9:00 ~ 17:00 電 話 045-263-8084 土日祝祭日、年末年始除く</p>

行政窓口

※開所時間は、8時45分～17時

神奈川県	保健福祉局 福祉部 障害福祉課	〒231-8588 横浜市中区日本大通り1	045-210-4713(代)
横浜市	健康福祉局 総務部 総務課	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	045-671-2121(代)
横浜市 保土ヶ谷区	高齢・障害支 援課	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6262(代) 045-334-6383
横浜市 旭区	高齢・障害支 援課	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6161(代)
横浜市 瀬谷区	高齢・障害支 援課	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地	045-367-5656(代) 045-367-5715
横浜市 泉区	高齢・障害支 援課	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2323(代) 045-800-2430
大和市	健康福祉部	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-263-1111(代) 046-260-5665